# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名			
8	南島原市	滞納整理システム	基礎項目評価書	

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南島原市は、滞納整理システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

南島原市長

#### 公表日

令和7年9月30日

[令和7年5月 様式2]

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	滞納整理					
②事務の概要	(各賦課データに基づく納付状況の管理及びその周辺情報の管理) 各賦課データの納付状況を管理し、納付指導を行う。 また、分納誓約や滞納処分などの滞納整理に関連する事務を行う。					
③システムの名称	滞納整理支援システム					
2. 特定個人情報ファイル:	ž					
1. 滞納処分ファイル 2. 交渉	記録ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24					
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠						
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	市民生活部税務課					
②所属長の役職名	税務課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 総務部総務秘書課 <b>☎</b> 0957(73)6621 市民生活部税務課 <b>☎</b> 0957(73)6642					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	859-2211 長崎県南島原市西有家町里坊96番地2 市民生活部税務課 <b>☎</b> 0957(73)6642					
9. 規則第9条第2項の適用	用 [ ]適用した					
適用した理由						

#### Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人かいの時点の計数か		[ 1万人以上10万人未満 ]		満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
		令和	7年4月1日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満	
	いつ時点の計数か		7年4月1日 時点			
3. 重大事故						
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

#### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

# 基礎項目評価の実施が義務付けられる

#### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	項目評価書 ]	•	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点 3) 基礎項目評価書及び全項 は全項目評価書において、リスク対策	目評価書	
されている。					
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシ	ステムを通じた入手	を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である	1	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ O ]委	託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Ι	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネット	ワークシステムを通じた	:提供を除く。) [ 〇 ] 提	供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ		[ C	]接続しない(入手) [〇]接	続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業			[ O ]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
判断の根拠					

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[ ] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[ ]全	項目評価又は重点項目評価を	実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	<ul><li>3) 権限のない者によって</li><li>4) 委託先における不正な</li><li>5) 不正な提供・移転が行</li><li>6) 情報提供ネットワーク</li></ul>	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリスクなけまるは、 な使用等のリスクへの対策であれるリスクへの対策である。 システムを通じて目的が システムを通じて不正ない・滅失・毀損リスクへの	らとの紐付けが行われるリスクへの対力への対策 けるの対策 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠		<b>管理を行っていることから</b>	、ICカードとパスワードによる認証に ら、権限のない者によって不正に使り	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			3		